

電子申請手続き案内 (LoGo フォーム)

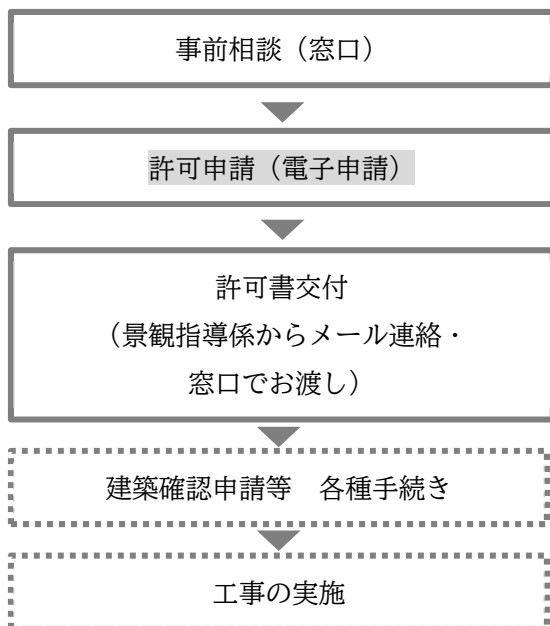
【注意事項：資料作成編】

- ・ 電子申請をされる場合は、図書一式を1つのpdfにまとめてください。
※10MBを超過する場合は、10MB毎にファイルを分割してください。
- ・ 許可申請書への図書の添付順は、「添付図書一覧」に記載の順にしてください。

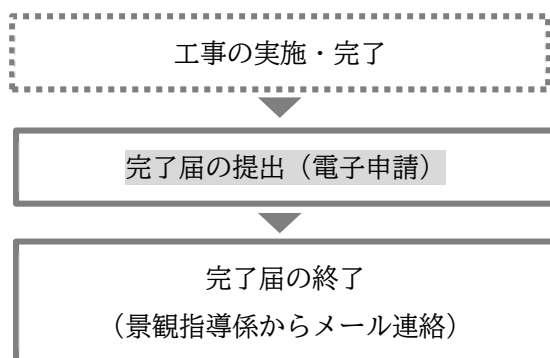
【注意事項：手続き編】

- ・ 許可申請、協議申出、変更届出、許可申請取下願、許可取消願の場合は、必ず事前に窓口でご相談いただいてから申請してください。事前相談されていない場合は、申請を受け付けません。
 - ・ LoGo フォームから申請しただけでは、手続き終了にはなりません。
申請後、概ね1週間程度で申請いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。
 - ・ 手続きが終わりましたら、景観指導係から、申請いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。
- ※許可申請の場合は、手続き終了後、窓口で許可書を取りに来ていただく必要がございます。ご了承ください。

◎許可申請の流れ



◎完了報告の流れ



申請フォームについて

- ① 下記 URL 又は QR コードからアクセス、若しくは、港区ホームページの「風致地区」に掲載している「LoGo フォーム」のリンクからアクセスしてください。

LoGo フォーム「風致地区条例に基づく許可申請」のフォーム

【URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/494517>



- ② アクセスすると、以下のような画面が開きます。
「申請へ進む」をクリックいただくと、入力フォームが開きます。
※風致地区条例に基づく許可申請では、アカウント登録は任意です。必要に応じて「新規アカウント登録」をクリックし、アカウント登録をしてください。

【開発指導課】 風致地区条例に基づく許可申請



The screenshot shows the 'LoGo フォーム' application page. At the top, there is a blue header with the text '入力フォーム'. Below the header, there is a light blue box containing the following text: 'このフォームは、株式会社トラストバンクが提供する電子申請サービス「LoGoフォーム」へログインをして申請することができます。ご希望の申請方法を選び、次の画面に進んでください。' Underneath, there are three main sections: 1. 'このまますぐに申請する' (Apply as is) with a sub-note 'ゲストとして申請を進めます。 ※メールアドレス認証が必要な場合があります。' and a red-bordered button labeled '申請へ進む'. 2. 'ログインして申請' (Apply after login) with a sub-note 'ログインまたはアカウント登録をして申請を進めます。' and a red-bordered button labeled '新規アカウント登録'. 3. 'アカウント登録でマイページをご利用できます' (You can use My Page with account registration) with three numbered benefits: ① 確認 of application history, ② auto-fill of form fields, and ③ simplified document confirmation. A red-bordered button labeled 'ログイン' is also present. Red lines connect the callout boxes to the '申請へ進む' and '新規アカウント登録' buttons.

アカウント登録されない場合は、
「申請へ進む」をクリックしてください。

アカウント登録をする場合は、
「新規アカウント登録」をクリックしてください。

③ 以下の画面が入力フォームです。各項目入力してください。

1. 「申請種別」を選択してください。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

以下のフォームにご入力ください。

風致地区条例に基づく許可申請
手続きの概要、様式のダウンロードは、下記URLをご確認ください。
<https://www.city.minato.tokyo.jp/keikanshidou/kankyo-machi/toshikekaku/fuchi.html>
【注意事項】
・許可申請、協議申出、変更届出、許可申請取下願、許可取消願の場合は、申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。
(事前にご相談いただいていない場合は、申請を受け付けません。)

申請日 必須
2024-02-28

申請種別 必須

- 許可申請
- 協議申出 (国、都又は港区の機関が行う行為の場合)
- 変更届出
- 完了届
- その他 (許可申請取下願、許可取消願)

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

2. 申請種別で「完了届」以外の場合は、「事前相談の有無」を選択してください。※事前にご相談いただいていない場合は、申請を受け付けません。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

以下のフォームにご入力ください。

風致地区条例に基づく許可申請
手続きの概要、様式のダウンロードは、下記URLをご確認ください。
<https://www.city.minato.tokyo.jp/keikanshidou/kankyo-machi/toshikekaku/fuchi.html>
【注意事項】
・許可申請、協議申出、変更届出、許可申請取下願、許可取消願の場合は、申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。
(事前にご相談いただいていない場合は、申請を受け付けません。)

申請日 必須
2024-02-28

申請種別 必須

- 許可申請
- 協議申出 (国、都又は港区の機関が行う行為の場合)
- 変更届出
- 完了届
- その他 (許可申請取下願、許可取消願)

事前相談の有無 必須
申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。(事前にご相談いただいていない場合は、申請を受け付けません。) 必須

- 事前に相談している
- 事前に相談していない

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

3. 「連絡先」以降、各項目入力してください。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

以下のフォームにご入力ください。

風致地区条例に基づく許可申請
手続きの概要、様式のダウンロードは、下記URLをご確認ください。
<https://www.city.minato.tokyo.jp/keikanshidou/kankyo-machi/toshikekaku/fuchi.html>
【注意事項】
・許可申請、協議申出、変更届出、許可申請取下願、許可取消願の場合は、申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。
(事前にご相談いただけない場合は、申請を受け付けません。)

申請日 必須
2024-02-28

申請種別 必須

許可申請
 協議申出 (国、都又は港区の機関が行う行為の場合)
 変更届出
 完了届
 その他 (許可申請取下願、許可取消願)

事前相談の有無 必須
申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。(事前にご相談いただけない場合は、申請を受け付けません。) 必須

事前に相談している
 事前に相談していない

連絡先

会社名
会社名 0 / 64

氏名
氏 必須 名 必須 0 / 64 0 / 64

電話番号
電話番号 必須 0 / 15

メールアドレス
メールアドレス 必須 メールアドレス (確認) 必須 0 / 128 0 / 128

行為の種類別 必須
※複数選択可 必須

建築物の建築
 工作物の建築
 建築物の色彩の変更
 工作物の色彩の変更
 木竹の伐採
 その他

申請図書 (pdf) のファイルサイズ 必須

合計30MB以下 ⇒本受付フォームに申請図書をアップロードしてください。
 合計30MBを超過 ⇒本受付フォームで手続きの上、別途、30MB毎に分割した申請図書を大容量ファイル転送サービス等で送付してください。送付先: minato34@city.minato.tokyo.jp

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

各項目入力
してください。

※アカウント登録
をされている場合
は、氏名などの項目
について、登録内容
が自動で反映され
ます。

入力が終わりましたら、「→確認画面へ進む」をクリックしてください。

例：入力した画面

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

以下のフォームにご入力ください。

風致地区条例に基づく許可申請
手続きの概要、様式のダウンロードは、下記URLをご確認ください。
<https://www.city.minato.tokyo.jp/keikanshidou/kankyo-machi/toshikekaku/fuchi.html>
【注意事項】
・許可申請、協議申出、変更届出、許可申請取下撤、許可取消願の場合は、申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。
(事前にご相談いただけない場合は、申請を受け付けません。)

申請日 必須
2024-02-28

申請種別 必須
 許可申請
 協議申出 (国、都又は港区の機関が行う行為の場合)
 変更届出
 完了届
 その他 (許可申請取下撤、許可取消願)

事前相談の有無 必須
申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。(事前にご相談いただけない場合は、申請を受け付けません。) 必須
 事前に相談している
 事前に相談していない

連絡先
会社名
会社名
株式会社〇〇 6 / 64
氏名
氏名 太郎 2 / 64
電話番号
電話番号 0300000000 10 / 15
メールアドレス
メールアドレス minato@xxxxxxx.jp 17 / 128
メールアドレス (国別) minato@xxxxxxx.jp 17 / 128

行為の種類 必須
※複数選択可 必須
 建築物の建築
 工作物の建築
 建築物の色彩の変更
 工作物の色彩の変更
 木竹の伐採
 その他

申請図書 (pdf) のファイルサイズ 必須
 合計30MB以下 →本受付フォームに申請図書をアップロードしてください。
 合計30MBを超過 →本受付フォームで手続きの上、別途、30MB毎に分割した申請図書を大容量ファイル転送サービス等で送付してください。送付先: minato34@city.minato.tokyo.jp

申請図書のアップロード (pdf) (合計30MB以下)
申請図書を1つのPDFにまとめ、アップロードしてください。様式は本ページ上記URLからダウンロードできます。
ファイルサイズが10MBを超過する場合は、10MB毎にデータを分割いただき、申請図書 (1)、申請図書 (2)、申請図書 (3) にアップロードしてください。
アップロードできるファイルサイズは、1ファイル10MBまでです。
アップロードできるファイルの種類は、Adobe PDF文書 (pdf) です。
申請図書 (1) 必須
〇〇計画1.pdf (10.0 MB) ×
アップロードされたファイル
申請図書 (2)
〇〇計画2.pdf (7.2 MB) ×
アップロードされたファイル
申請図書 (3)

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

【提出書類について】

○提出書類のファイルサイズが「合計30MB以下」の場合は、本受付フォームの「提出書類のアップロード」でpdfをアップロードしてください。

○提出書類のファイルサイズが「合計30MBを超過」の場合は、本受付フォームから申請後、別途ファイル転送サービス等により資料を送付してください。

※送付先

minato34@city.minato.tokyo.jp

「申請図書のアップロード (pdf) (合計30MB以下)」の項目は、

「提出書類 (pdf) のファイルサイズ」で「合計30MB以下」を選択すると表示されます。

④ 以下の画面が確認画面です。

入力内容に誤りがなければ、「→送信」をクリックしてください。

※ 入力内容に誤りがある場合は「← 1つ前の画面に戻る」をクリックいただき、入力内容を訂正してください。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

入力内容確認

申請日
2024年2月28日

申請種別
許可申請

事前相談の有無
申請前に必ず景観指導係に窓口でご相談ください。(事前にご相談いただいていない場合は、申請を受け付けません。)
事前に相談している

連絡先

会社名	株式会社〇〇
氏名	港 太郎
電話番号	0300000000
メールアドレス	minato@xxxxxx.jp

行為の種類
※複数選択可 建築物の建築

申請図書 (pdf) のファイルサイズ
合計30MB以下 ⇒本受付フォームに申請図書をアップロードしてください。

申請図書 (1)	アップロードされたファイル
申請図書 (2)	アップロードされたファイル
申請図書 (3)	

← 1つ前の画面に戻る → 送信

入力内容に誤りがない場合は、「→送信」をクリックしてください。